

連合おきなわユニオン組合規約

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この組合は連合おきなわユニオン（以下ユニオンという）という。

【ユニオンの性格】

第2条 ユニオンは、連合沖縄に加盟している労働組合である。

【所在地】

第3条 ユニオンは、那覇市西3-8-14 連合沖縄事務所内に置く。

第2章 目的と活動

【目 的】

第4条 ユニオンは、組合員どうしが信頼しあい、力を合わせて、組合員の労働条件の維持・改善と、ユニオンの社会的・経済的地位の向上を目指す。活動は労使対等の原則にたつて、経営が民主的に行われるように努め、企業の健全な発展、あわせて社会の発展に役立つことを目的とする。

【活 動】

第5条 ユニオンは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 組合員の雇用と権利を守り、労働条件の維持・改善に関すること
2. 組合員の公正な身分・処遇の実現に関すること
3. 組合員の共済・福利厚生に関すること
4. 組合員を増やす活動および連合運動に参加し、連合の発展に努める活動
5. 会社経営の民主化に関すること
6. 同一の目的を持つ他の団体との連携、協力に関すること
7. その他、ユニオンの目的達成に必要なこと

第3章 組 織

【組合員】

第6条 組合員は、沖縄県内で働く労働者、沖縄県内に居住する労働者等によって組織する。

【支部、分会】

第7条 ユニオンは連合沖縄の各地域協議会の区域ごとに支部、職場・地域に分会を置くことができる。

第4章 権 利 と 義 務

【平等の原則】

第8条 どの組合員も平等に権利と義務をもつ。そして、どのような場合でも、人種・宗教・信条・性別・家柄または身分によって、組合員の資格を奪われることはない。また、いかなる差別待遇をも受けることもない。

【組合員の権利】

第9条 組合員は次の権利をもつ。

1. この規約とこの規約にもとづいて定められた規定に従って、選挙をする権利、選挙される権利
2. この規約とこの規約にもとづいて定められた規定に従って、会議に出席して、発言する権利

3. 罰則処分に対する弁護の権利
4. 会計帳簿を閲覧する権利
5. 役員解任を求める権利
6. ユニオンの運営や役員活動の報告を求め、または批判する権利

【組合員の義務】

第10条 組合員は次の義務を負う。

1. この規約と、ユニオンの決議した事項を尊重し、それにしたがう義務
 2. ユニオンの機密を保持する義務
 3. 会議に出席する義務
 4. 組合費を納入する義務
- 但し、執行委員会の決定で、傷病による休暇者と育児休業者に対しては組合費を免除することができる。

【加入の手続き】

第11条 ユニオンに加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載の上、1ヵ月分の組合費を添えて執行委員長に提出し、執行委員会に承認を得るものとする。

【資格喪失】

第12条 組合員は次の各号のどれかひとつに当てはまるときには、資格を失う。

1. ユニオンを除名されたとき
2. 脱退を組合が認めたとき

【脱退の手続き】

第13条 ユニオンを脱退するときは、所定の脱退届けに必要な事項を記載の上、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。脱退後は、ユニオンに対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。ただし、ユニオンに対し、債務がある場合はそれを完済した後でなければ脱退は認められない。

第5章 機 関

第1節 機関の種類

【組 織】

第14条 ユニオンは、次の組織で運営する。

1. 大会
2. 臨時大会
3. 執行委員会

第2節 議決機関

【大 会】

第15条 大会はユニオンの最高決議の場所で、組合員と執行委員会で構成される。ただし、執行委員会の構成員に議決権はない。

【開催の条件】

第16条 大会は定例会と臨時大会とし、執行委員長が招集する。定例会は年1回、原則として2月に開催する。

臨時大会は、次の各号のひとつに当てはまる場合、招集しなければならない。

1. 執行委員会が必要と認めたとき
2. 組合員総数の3分の1以上の要求があったとき

【招 集】

第17条 大会を開催する場合は、その日時、場所、議案を、開会の10日以前に組合員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの日数を短縮することができる。

【大会の成立】

第18条 大会は個人加盟組合員総数・団体加盟組合代議員総数の2分の1以上の出席で成立する。

【委任】

第19条 やむを得ない事情により、組合員が大会に出席できないときは、他の組合員に、その権限を委任状により委任することができる。

ただし、同じ人が2名以上の委任を受けることはできない。

【大会で決めなくてはならない事項】

第20条 次の事項は大会の決議を必要とする。

1. ユニオン規約の改廃
2. 活動方針の決定
3. 役員を選任と解任
4. 予算・決算とそれに係る事項
5. 他団体への加入・脱退に関する事項
6. 組合員の賞罰に関する事項
7. ストライキに関する事項
8. ユニオンの解散
9. その他、執行委員が特に必要と定めた事項

【議決権】

第21条 この規約に定める事項の他は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、第20条の7の場合は、出席組合員の直接無記名投票により決定する。

【議事運営】

第22条 大会の議事運営に関しては、この規約により行う。規約にない部分は連合沖縄規約を準用する。

第3節 執行機関

【執行委員会】

第23条 執行委員会は、大会において決定された事項及び規約で定められた組合業務を執行し、かつ大会に必要な議案を提出しなければならない。また、すべての組合財政を管理し、緊急事項の処理にあたる。

【開催】

第24条 執行委員会は、次の場合はいつでも開催する。執行委員長が招集する。

1. 執行委員長が必要と認めたとき
2. 執行委員総数の4分1以上の要求があったとき

【定足数と議決権】

第25条 執行委員会は過半数を持って成立し、出席者の3分の2を持って議決する。

【議長】

第26条 執行委員会の議長は、執行委員長がつとめる。執行委員長に事故等があった場合には執行副委員長が代行する。

第6章 役員

【役員】

第27条 ユニオンに次の役員を置き、執行委員会を構成する。ただし、会計監査、顧問は除く。

執行委員長 1名
執行副委員長 若干名

書記長	1名
書記次長	1名
執行員	若干名
会計	1名
会計監査	2名

2 前項の役員の外に、必要に応じて特別執行委員、顧問を置くことができる。

【役 割】

- 第28条** ①執行委員長はユニオンを代表し、ユニオン業務の全責任を負う。
 ②執行副委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故等があったときにその職務を代行する。
 ③書記長は、ユニオン日常業務の責任者として業務を行う。
 ④書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故等があったときにその職務を代行する。
 ⑤執行委員は、執行委員会の一員として、規約と大会の決定にしたがって、ユニオン運営の責任を負う。
 ⑥会計は日常のユニオン会計処理業務を行う。
 ⑦会計監査はユニオンの会計を監査する。
 ⑧特別執行委員は、ユニオンが認める業務を行う。ただし、必要に応じ執行委員会に出席することができる。
 ⑨顧問は組合に対して助言や補助をする。

【選 出】

- 第29条** 役員は大会において、組合員の直接無記名投票で選出される。
 2 特別執行委員、顧問は執行委員会の決議によって選出する。

【任 期】

第30条 役員の任期は、定例大会から翌年の定例大会までの1年間とする。ただし、任期満了になっても、後任者に引き継ぎを完了するまでは、その職務の遂行について義務を負うことにする。

【辞 任】

第31条 役員が辞任する場合は、大会の承認を必要とする。

【資格喪失】

- 第32条** 役員は任期中でも、次の場合はその資格を失う。
1. 組合員の資格を失ったとき
 2. 辞任が認められたとき
 3. 第45条の規定による懲罰を受けたとき
 4. 不信任が決議されたとき

【欠員と補充】

第33条 役員に欠員が生じたときは、すぐに補充をしなければならない。補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 計

【収 入】

- 第34条** ユニオンの活動経費は、次の収入で行う。
1. 組合費
 2. 臨時組合費
 3. 寄付金
 4. その他の収入

【組合費】

第35条 組合費は、個人加盟組合員を月額1人1,000円とし、団体加盟組合員は月額1人500円とする。

組合費の変更は大会で行うことができる。
徴収した組合費は原則として返却しない。

【会計年度】

第36条 ユニオンの会計年度は、2月1日から翌年1月31日までとする。

【予算】

第37条 ユニオンの予算は執行委員会で作成し、大会の承認を得なければならない。

【決算】

第38条 ユニオンの決算は、毎年度末にすべての財源と使途、主要な寄付者の氏名など、現在の経理状況を示す会計報告書を作成し、会計監査と大会で委嘱した職業的に資格のある会計監査人による監査を受け、正確であるという証明とともに大会に報告し、承認を得なければならない。

第8章 争議

【ストライキ権の行使】

第39条 ストライキ権の確立は、大会の出席組合員の直接無記名投票により、その過半数の決定による。

組合員は、争議発生のおそれがある場合、または争議が発生した時は、直ちに執行委員会に報告し、その確認と指導を受けなければならない。

執行委員会は遅滞なく、事態を検討し、速やかに適切、具体的な指示と対策を講じ、指導と支援に努めなければならない。

【闘争委員会】

第40条 執行委員会は、必要に応じて闘争委員会を置くことができる。

第9章 表彰

【表彰】

第41条 ユニオンに貢献し、功労のあった組合員を、大会の決議により表彰することにする。具体的なことは連合沖縄規約に準じる。

【懲罰】

第42条 組合員が、次の各号のひとつに該当した場合、執行委員長は、大会の決議により、その組合員に対し、戒告・権利停止または除名を行うこととする。

1. ユニオンの規約または決議に違反した者
2. ユニオンの統制秩序を乱した者
3. ユニオンの名誉を毀損した者
4. その他、組合員として不都合な行為をした者

第10章 規約の改廃

【規約の改廃】

第43条 この規約は、全組合員の直接無記名投票での過半数の賛成がなければ、改廃することはできない。

附 則

この規約は、2002年2月28日より効力をもつ。
この規約の一部改正は、2004年3月5日より効力をもつ。
この規約の一部改正は、2005年3月16日より効力をもつ。
この規約の一部改正は、2010年7月9日より効力をもつ。